監 査 報 告 書

平成 19 年 5 月 23 日

学校法人江戸川学園 理 事 会 御 中評 議員会 御中

学校法人江戸川学園

監事 大谷典孝

監事 宮崎 嘉久

......

私たちは、学校法人江戸川学園の監事として、私立学校法第37条 第3項に基づいて同学園の平成18年度(平成18年4月1日から平成19年 3月31日まで)における財産目録及び計算書類(貸借対照表、資金収 支計算書及び消費収支計算書)を含め、学校法人の業務及び財産に 関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の 行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを 認めました。